

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分	
		前年からの 繰越未決	本年の 起訴	計	有 罪 無 罪 公 訴 権 減 未 決						有罪に係る人員及び金額			
											罰 金			
											懲役刑を科せられた の 人 員	罰 金 人 員		金 額
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		2	8	10	6	-	-	4	6	6		7	104,000	
法人税	外										内	3		法人税
		9	16	25	17	-	-	8	17	22		174,650		
その他	外										内	2		その他
		2	6	8	3	-	-	5	3	4		34,400		
合 計	外										内	11		合 計
		13	30	43	26	-	-	17	26	33		313,050		

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における実績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件	第 159 条	外	件	脱税犯規定	外	件
		6			17			3
第 243 条 〔平成 22 年度の 改正前の 244 条を含む。〕	外		第 163 条 〔平成 22 年度の 改正前の 164 条を含む。〕	外	17	両罰規定	外	1
		-			-			-
合 計	外		合 計	外	17	合 計	外	1
		6			17			3

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分				
			免 許 者			非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計					
			酒 類 等 酒 類	製 造 者 販 売 業 者																	
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済		外	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数				
	検 挙		外	-	1	-	1	-	1	-	-		-	-	-			-			
			外	-	1	1	2	2	-	-	-		-	-	-			-	検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分		外	-	1	1	2		2	-	-			-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数			
			外	-	2	10	12		12	1	-			1	-	-			-	-	
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-		-	-	-			-	-	-			-	-	収 税 官 吏
		そ の 他	外	-	1	-	1		1	-	-			-	-	-			-	-	そ の 他
	通 知 処 分		外	-	-	-	-		-	-	-			-	-	-			-	-	通 知 処 分
	不 告 発		外	-	-	-	-		-	-	-			-	-	-			-	-	不 告 発
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅		外	-	-	-	-		-	-	-			-	-	-			-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅
	本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-			-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額			外	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額					
			外	-	-	17	17		17	1,585	-	1,585	170	-	-		-				
			外	-	62	51	113		113												
通 罰 科 金 相 当 分 額		外	-	271	979	1,250	1,250	870	-	870		-	-	-	通 罰 科 金 相 当 分 額						

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況（続）

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合計	区 分			
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分								
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済		外	件	件	件	件	件		件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済		要件 処 理 数	
	検 挙		外	-	-	-	-	-		-	1	-	-	-	検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分		外	-	-	-	-	-		-	2	-	-	-	通 告 処 分		処 理 済 件 数
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-		-	13	-	-	-	収 税 官 吏 告	1	
		発 そ の 他	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-			
	通 知 処 分		外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発		外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 公 訴 分 権 消 滅 前		外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	処 公 訴 分 権 消 滅 前		
本 年 未 済 件 数			外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	本 年 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額			外	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 罰 科 金 相 当 額			外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 額		
				-	-	-	-	-		-	-	-	-	113			
				-	-	-	-	-		-	-	-	-	2,120			

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
（注） 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
			免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒類等製造者	酒類販売業者																	
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		1	1	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通 告 処 分		
	通 告 処 分	外	-	2	10	12	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	
計	外	1	1	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	計	
	-	2	10	12	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13		
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	履行等件数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		外	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 履 行		
	通 告 履 行	外	-	1	10	11	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12		
計	外	1	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計	
	-	1	10	11	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12		
本年度末数	本行未済件数	外	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	本年度末数
		-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
通告履行罰科金額	通相	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額
		-	71	979	1,050	870	-	870	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,920		

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日
(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者															非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者																	
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	千円
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	120	-	17	1	120	-	17	-	-	-
第 55 条																											
第 56 条 第 1 項 第 1 号																	外1 9	87,360	-		外1 9	87,360	-		-	-	-
第 2 号																											
第 3 号																											
第 4 号																											
第 5 号																											
第 6 号																											
第 7 号																											
第 58 条													外1 2	68,714	-						外1 2	68,714	-		-	-	-
第 58 条 (平成22年度改正前)																											
第 59 条 (平成22年度改正前)																											
第 60 条 (平成22年度改正前)																											
合 計													外1 2	68,714	-		外1 10	87,480	-	17	外2 12	156,194	-	17	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し な い も の																											

調査期間：平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	1	第15条第1項第1号	1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合 計	1	合 計	1	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
		〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
		〃 第3号	-	〃 第3号	-		
		〃 第4号	-				
		〃 第5号	-				
		第24条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。